



フルーツには続きがある。

アヨハタ株式会社

証券コード 2830

# 臨時株主総会 招集ご通知

日時

2025年9月25日（木曜日）  
午前10時

場所

広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号  
当社ジャム工場内 多目的センター  
2階ホール

（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

当社とキューピー株式会社との株式  
交換契約承認の件

目次

臨時株主総会招集ご通知 ..... 1  
株主総会参考書類 ..... 5

## お願い

- 株主総会当日にご出席されない場合は、インターネット または同封の議決権行使書のご返送により議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様へのお土産はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主各位

証券コード 2830  
2025年9月10日  
広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号

**アヲハタ株式会社**

代表取締役社長 上田 敏哉

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aohata.co.jp/company/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2830/25280196/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アヲハタ」または「コード」に当社証券コード「2830」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記（3ページ）のご案内に従って、2025年9月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号  
当社ジャム工場内 多目的センター 2階ホール（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
決議事項 議案 当社とキューピー株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- 株主総会参考書類のうち、キューピー株式会社の次に掲げる事項
- ① 定款 ② 最終事業年度（2024年11月期）に係る計算書類等の内容

### ■当日のご来場に際してのお願い

- ・車いすでご来場の方には、会場内に専用スペースを設けておりますので、当日受付時にお申し出ください。
- ・株主様以外のご入場できませんが、介助者または通訳者（手話通訳者を含みます）のご同席（原則としてお一人）は可能ですので、ご希望される場合は、当日受付にお申し出ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p><b>2025年9月25日（木曜日）</b> <b>午前10時</b>（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年9月24日（水曜日）</b> <b>午後6時入力完了分まで</b></p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年9月24日（水曜日）</b> <b>午後6時到着分まで</b></p>
--	---	---

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

(欄番号)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

### 議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

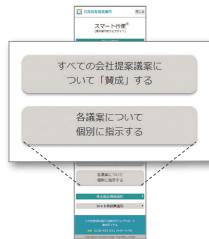
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案 当社とキューピー株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びキューピー株式会社（以下「キューピー」といい、キューピーと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年7月3日付の両社の取締役会において、それぞれ、キューピーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本株式交換は、キューピーにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、当社においては、本臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2025年11月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2025年11月1日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、2025年10月30日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2025年10月29日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

### 1. 本株式交換を行う理由

キューピーグループ（キューピー並びにキューピーの子会社及び関連会社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、1919年の創業以来、人が生きていくうえで欠かすことのできない「食」の分野を受け持つ企業集団として、安全・安心を全ての基本に、おいしく健康な食生活に貢献し続けることを使命として事業を展開してきており、「おいしさ・やさしさ・ユニークさ」をもって、世界の人々の食と健康に貢献することをめざすことを経営の基本方針としております。現在では、家庭用のマヨネーズ及びドレッシングを扱う「市販用」を中心に「業務用」「海外」「フルーツソリューション」「ファインケミカル」「共通」の6つのセグメントで事業を展開しております。また、キューピーグループは、2025年度からの4年間を対象とする中期経営計画を策定（2024年11月公表）しており、社会価値と経済価値を創出し世界のお客様に貢献することを基本方針として「国内事業の構造改革」と「グローバル展開の加速」とともに「食と健康への貢献」「環境への配慮」「人的資本の価値拡大」をグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。

一方、当社は、キューピー及び当社の創始者である中島董一郎の設立した中島商店（現株式会社中島董商店）が出資し、1932年に「旗道園」として創業しました。「缶詰は中身が見えないから、これを製造する人は正直者でなくてはならない」という信念のもと、ミカン缶詰やジャム・ママレード類の製造を原点としています。当社は、食品加工を単なる「ものづくり」ではなく「味づくり」と捉え、現在では、ジャムをはじめとするフルーツ加工品の製造・販売を、世界各地からの原料調達を起点とし一気通貫で手掛けています。

また、当社では、2024年12月からの4年間を対象とした第11次中期経営計画を策定しています。ビジョンである「フルーツで世界の人を幸せにする」の実現をめざし、ジャム一極集中から脱却していく足場を創造し更なる成長へ向け、これまで培ってきた「香り」「色」「テクスチャー」を引き出す技術やこだわりを生かし、冷凍フルーツ等の新領域拡大等へ注力しています。お客様へ「おいしさ」「楽しさ」「やさしさ」をお届けし、めざす姿「フルーツのアラハタ」の実現へ向けた取り組みを推進しております。

キューピーは、2025年7月3日時点で当社株式を3,687,536株（2025年5月31日時点の発行済株式総数8,292,000株から当社が保有する自己株式数27,188株を控除した株式数に占める所有割合にして44.62%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））保有しております。

2014年のキューピーによる当社の連結子会社化以降、両社は協業体制を築いて参りましたが、近年、上場企業のガバナンスに関しては、構造上の利益相反リスクとその対応策強化を求める動きが高まっており、2019年6月の経済産業省による「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の公表や、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂により、上場子会社のガバナンスの公平性や透明性について、様々な対応が求められることで、キューピー、当社両社における経済的・事務的な負担も増加しております。また、足元では外部環境の目まぐるしい変化に伴い、原材料費、物流費、人件費等が高騰し、厳しい経営環境が継続しております。こうした環境において、キューピーとしては、両社が上場会社として独立した事業運営を行っている状況では、当社の少数株主の利益を考慮した慎重な検討を要するなど、キューピーグループとして経営資源の投入にかかる最適かつ迅速な意思決定が困難となっております。これまで以上に当社と情報、人的資源の共有を図り、経営資源を相互に結集し、両社がさらに発展していくためには、当社がキューピーの完全子会社となり、必ずしも短期的な利益の最大化が見込まれない先行投資や一時的なコスト増加につながる取組みについても、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもとで推進できる環境が、グループ全体の企業価値を将来にわたり最大化させる最善の方法であるとの結論に至り、2025年3月25日にキューピーから当社に対して本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を行いました。

当社は、親会社で筆頭株主であるキューピーからの本提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、当社は、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換では構造的な利益相反の問題が生じ得るため、当社の少数株主の皆様の保護を目的として、本株式交換における交換比率の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から本株式交換の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、2025年4月25日に、筆頭株主であるキューピーとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委

員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記3.（3）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおりです。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

本株式交換を通じて親子上場関係を解消することにより、当社の少数株主の皆様とキューピーとの間に構造的に生じていた利益相反関係が完全に解消されます。これにより、従来であればコーポレートガバナンス上の観点から実現が困難であった、グループ全体の最適化を図るための施策を、より機動的に実施することが可能となり、両社がともにメリットを享受できるものと考えております。

本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化するシナジーとしては、以下のものを想定しております。

（i）ブランド価値の最大化

キューピーのブランド育成ノウハウや人材を共有することにより、キューピー及びアヲハタ双方のブランド価値を高め、ブランド価値の最大化を図ることが可能であると考えております。また、キューピー及びアヲハタブランドは市場、食卓での親和性が高く、両社でブランディング及びマーケティングを行うことでさらなるブランド価値向上が実現できるものと考えております。

（ii）経営資源の相互活用

キューピーと当社両社の国内外販路、生産・調達拠点、人材を活用することで、販売先の拡大が見込まれ、相乗的な売上成長が可能になると考えております。また、営業活動の協働により効果的な営業戦略を展開することが可能になるほか、研究開発面でも、より付加価値の高い新製品の開発及び競争力のある製品の市場投入が実現できるものと考えております。こうした活動の協働を通じて、利益の最大化を図ることが可能になると考えております。

（iii）経営の効率化

グループ全体として、本社機能やバックオフィス機能の合理化、上場維持コストの削減等により、コスト削減が見込まれると考えております。さらに、グループファイナンスにより資金調達が機動的、かつ好条件で利用できるようになることに加え、人材の相互活用・交流、システムの共通化や統合運用などを通じて、経営資源の最適配置や資本効率の向上が実現できるものと考えております。

併せて、当社の少数株主の皆様には本株式交換後はキューピーの株主として、キューピーと当社のシナジーによる企業価値の向上を経済的に享受していただくことが可能になると考えております。加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、当社における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながると考えております。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって当社がキューピーの完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2025年7月3日、両社の取締役会において、それぞれ、キューピーが当社を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

キューピー株式会社（以下「甲」という。）及びアラハタ株式会社（以下「乙」という。）は、2025年7月3日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）  
商号：キューピー株式会社  
住所：東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）  
商号：アラハタ株式会社  
住所：広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.91を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.91株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

#### 第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2025年11月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

#### 第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

#### 第8条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2025年5月31日を基準日として、1株当たり32円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年5月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第9条 (自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する

自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

#### 第10条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条 （本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

#### 第12条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲又は乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年7月3日

甲： 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号  
キューピー株式会社  
代表取締役社長執行役員 高宮 満

乙： 広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号  
アヲハタ株式会社  
代表取締役社長 上田 敏哉

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	キューピー (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.91
本株式交換により交付する株式数	キューピーの普通株式：4,154,001株（予定）	

##### (注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、キューピーの普通株式（以下「キューピー株式」といいます。）0.91株を割当交付いたします。ただし、キューピーが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

##### (注2) 本株式交換により交付するキューピー株式の数

キューピーは、本株式交換に際して、本株式交換によりキューピーが当社の発行済株式（ただし、キューピーが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、キューピーを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のキューピー株式を割当交付する予定です。キューピーはかかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、キューピーは、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るために、別途9,600,000株を上限として、キューピー株式を取得する（以下「本自己株取得」といいます。）予定です。本自己株取得に関する概要は、①取得対象株式の種類：キューピー株式、②取得し得る株式の総数：9,600,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.91%）、③株式の取得価額の総額：24,000百万円（上限）、④自己株式取得の期間：2025年7月4日～2026年5月31日、⑤取得方法：東京証券取引所における市場買付、⑥その他必要な事項：本自己株取得についての①～⑤以外の必要事項に関する一切の決定については、代表取締役社長執行役員に一任する、⑦（ご参考）2025年5月31日時点の自己株式の保有状況：発行済株式総数（自己株式を除く）139,010,535株・自己株式数2,489,465株、というものです。

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

#### （注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、キューピーの単元未満株式（1単元（100株）未満）を保有することとなる当社の株主の皆様については、キューピー株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取請求制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、キューピーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをキューピーに対して請求することができる制度です。

#### （注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、キューピー株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するキューピー株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

### ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### I. 割当ての内容の根拠及び理由

キューピー及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、キューピーは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、それぞれ

の第三者算定機関に選定いたしました。

キューピーにおいては、下記（３）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、キューピーの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、キューピーが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、キューピーの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記（３）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書及び本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、法務アドバイザーであるK T S法律事務所及び潮見坂綜合法律事務所からの助言、当社がキューピーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに本特別委員会からの指示、助言及び2025年7月2日付で受領した答申書（詳細については、下記（３）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」参照）の内容等を踏まえて、キューピーとの間で複数回にわたり慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記Ⅱ．（ii）「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることを踏まえ、当社の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、当社において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、キューピー及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、キューピー及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## Ⅱ.算定に関する事項

### （i）算定機関の名称及び両社との関係

キューピーの第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関であるプルータスはいずれも、キューピー及び当社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### （ii）算定の概要

大和証券は、キューピーについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月2日を算定基準日として、

東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月2日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社より提供された財務予測をキューピーが独自に検討し、2025年11月期から2028年11月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことにより株式価値を算定しております。

なお、キューピー株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
キューピー	当社	
市場株価法	市場株価法	0.78~0.82
	DCF法	0.65~1.15

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びキューピーから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2025年7月2日時点までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2026年11月期においてその前年度比152.2%、2027年11月期においてその前年度比32.4%の営業利益の増加が見込まれております。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、上場維持コストを除き、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、プルータスは、キューピーについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月2日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法においては2025年7月2日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社が作成した2025年11月期から2028年11月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には割引率は3.7%~4.2%を使用しており、永久成長率は0%として算出しております。

なお、キューピー株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
キューピー	当社	
市場株価法	市場株価法	0.74~0.82
	DCF法	0.80~1.06

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておりません。また、当社の事業見通し及び財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2026年11月期においてその前年度比123.2%、2027年11月期においてその前年度比37.5%の営業利益の増加が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、プルータスがDCF法に用いた当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

プルータスは算定の基礎とした当該財務予測について、当社との間で質疑応答を行いその内容を確認しております。また、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を検証し、不合理でないことを確認しております。

また、当社は、2025年7月2日、プルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが当社から当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内の両社

の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) プルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びそれらの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の事業計画その他の資料は、当社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

プルータスは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータスは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆様に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

## (2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

キューピー及び当社は、本株式交換の対価として株式交換完全親会社となるキューピーの普通株式を選択しました。キューピーは、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2025年11月1日を予定）をもって、当社はキューピーの完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2025年10月30日付で上場廃止（最終売買日は2025年10月29日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社株主の皆様が割り当てられるキューピー株式は東京証券取引所に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、キューピーの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、キューピーに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社株主の皆様は、最終売買日である2025年10月29日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

## (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式交換は、キューピーが、既に当社株式3,687,536株（2025年5月31日時点の発行済株式総数8,292,000株から自己株式数27,188株を減じた株式数に占める所有割合にして44.62%）を保有しており、実質支配力基準により当社はキューピーの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

キューピーは、キューピー及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2025年7月2日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(1)②Ⅱ.「算定に関する事項」をご参照ください。なお、キューピーは、大和証券から本株式交換比率がキューピーの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、当社は、キューピー及び当社から独立した第三者算定機関であるプルータスを選定し、2025年7月2日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、当社は、プルータスから本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要は、上記(1)②Ⅱ.「算定に関する事項」をご参照ください。

### ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてキューピーは長島・大野・常松法律事務所を、当社はK T S 法律事務所及び潮見坂綜合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所、K T S 法律事務所及び潮見坂綜合法律事務所は、いずれもキューピー及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

### ③ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、親会社で支配株主であるキューピーからの本株式交換の提案を受けて、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換では構造的な利益相反の問題が生じ得るため、当社の少数株主の皆様の保護を目的として、本株式交換における交換比率の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から本株式交換の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、2025年4月25日に、いずれも、支配株主であるキューピーとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である角川晴彦氏及び石野洋子氏並びに社外監査役である稗田さやか氏（弁護士）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）。当社は、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、（ii）本株式交換の条件の妥当性（本株式交換の実施方法や株式交換比率の妥当性を含む。）、（iii）本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、（iv）上記を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないこと（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は、本諮問事項の諮問にあたり、本特別委員会に対して、(a)当社とキューピーの間で本株式交換の取引条件等についての

交渉を行う権限、当社やそのアドバイザーがキューピーと取引条件等の交渉を行う場合でも、事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見、指示及び要請を行うこと等により、取引条件等に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b)当社の第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、(c)特別委員会が必要と判断する場合には、当社の費用により、自ら、第三者算定機関、並びに財務及び法務等のアドバイザーを選任する権限、(d)当社の費用負担の下、本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から収集・受領する権限を付与いたしました。

本特別委員会は、2025年4月25日から2025年7月2日までに、合計11回開催したほか、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス並びに法務アドバイザーであるKTS法律事務所及び潮見坂総合法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、キューピーに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、キューピーから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、取引形態として株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるKTS法律事務所及び潮見坂総合法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、キューピーに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスから本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。加えて、本特別委員会は、当社が、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスから提出を受けた本フェアネス・オピニオンについて、その発行手続等の説明を受け、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、プルータス及びKTS法律事務所及び潮見坂総合法律事務所の助言を受け、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、キューピーとの交渉に実質的に関与いたしました。本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2025年7月2日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）

以下の点を踏まえると、本株式交換の目的の合理性に関連する事実関係についての当社の認識や本株式交換の検討経緯に不合理な点は認められず、本株式交換によって想定されているシナジーは一定程度実現可能であり、他方でデメリットは限定的であると考えられるので、本株式交換は、当社の企業価値向上に資するものであり、本株式交換の目的は合理的であると考えられる。

- a. 上記1. 「本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換の背景となる事業環境及び経営課題に関する当社の認識、並びにそれらを前提として本株式交換の検討を行った経緯に不合理な点は認められない。
- b. 特に、当社の企業価値の源泉であるアヲハタブランドの取扱いについては、当社とキューピーとの間で、本株式交換後もそれぞれのブランドの独立性を維持しながら、相互に密な連携を取ることによってグループ全体のブランド価値向上を目指すことが確認できている。当社においても、アヲハタのブランド価値を維持し、向上させる施策について検討してきており、自ら実行することも可能であると考えているが、材料費、物流費、人件費等が高騰し、厳しい経営環境が継続していることを踏まえると、必要十分な広告宣伝や商品開発等を行う余力があるわけではない。中長期的なブランド戦略に長けており、また、ブランド価値向上施策に割り当てる資金力も豊富なキューピーとの関係性を強化することは、アヲハタのブランド価値、ひいては当社の企業価値向上につながるものと考えられる。
- c. 上記の厳しい経営環境を踏まえると、当社グループ（当社並びに当社の子会社及び関連会社で構成される企業グループをいう。）が中長期的な成長を遂げるための施策として、ITシステム、知的財産、営業活動、研究開発等に資金を投下することが必須であるが、当社単独では限界がある。そのような中で、本株式交換を実行することによって、経営資源の相互活用、バックオフィス業務の集約や上場維持コストの削減等を実行することが可能となり、かつキューピーの提案する内容が一定程度具体的かつ現実的なものであることに照らせば、本株式交換は一定のシナジーにより当社の企業価値の向上に資する効果をもたらすものであると評価することは可能であると思われる。
- d. 一方で、当社株式が非公開化されることによるデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達ができなくなること、②上場会社であることにより享受することができていた社会的な信用を喪失すること、及び③人材採用面における悪影響等が懸念される。しかし、本特別委員会が当社から受けた説明及び資料によれば、まず①については、当社においてはここ数年エクイティ・ファイナンスを行っておらず、また資金調達が喫緊の課題ではないことに加え、非公開化後はキューピーグループのキャッシュ・マネジメント・システムを利用することにより、外部からの資金調達よりも有利な条件で資金調達が可能となるために問題ないと考えられる。また、②については、本株式交換の実行後も、両社の専門性を尊重しながら、引き続き当社独自のブランドは維持されることがキューピーとの間で確認されており、非公開化に伴う当該ブランドの価値への影響は限定的であると考えられ、また取引先とは当社の長年の取引実績等を背景とした関係を構築しているために、かかる観点からも非上場会社となることによる取引関係への影響は限定的と想定される。さらに、③についても、アヲハタブランドが維持されることに加え、当社の知名度・信用からすれば、新規従業員の採用・既存従業員のリテンションにおいても非公開化・上場廃止することによる影響は限定的であると思われる、また、本株式交換後もキューピーグループである

ことによる信用力は維持される。さらに、キューピーによれば、グループ全体での効率的な人員配置を推進することにより優れた人材の確保が可能であるとのことである。

(ii) 本株式交換の取引条件の妥当性（本株式交換の実施方法や株式交換比率の妥当性を含む。）

以下の点を踏まえると、本株式交換の取引条件は妥当性があると考えられる。

- a. 株式交換を選択した理由は、公開買付けを伴うスキームと比較してスケジュールを短縮することができ、これにより実務負担の軽減が可能であること、及び、キューピーとして政策的に保有している自己株式を活用することができるためにキューピーにとって経済合理性があることとのことであり、かかる説明に不合理な点は見当たらない。また、仮に、キューピーが、当社の株価が下落傾向にあるタイミング、かつ、キューピーの株価が高騰しているタイミングを狙って本株式交換を実施したといえるような場合は、不当に当社株主の利益を害することを企図し得るものの、そのような事情は見当たらない。さらに、本株式交換によって、当社の株主は、キューピーの株式の取得を通じて、本株式交換によるシナジーを享受することができる。特に、キューピーは、株主還元方針として、2025年度から2028年度までの中期経営計画にて4年間累計の総還元性向50%以上を掲げており、本株式交換後も株主還元を重視するとのことであるので、かかる観点からもキューピー株式は当社の少数株主において不利な取引対価の種類ではないという評価も可能である。
- b. 上記(1)②Ⅱ.(ii)「算定の概要」に記載のプルータスによる株式交換比率算定に用いられた算定方法について、プルータスから評価手法の選択理由等を含む詳細な説明を受けて検討した結果、プルータスによる株式交換比率算定には、特に不合理な点は認められなかった。
- c. プルータスによる株式交換比率算定のうちDCF法の前提となる当社の事業計画の作成経緯等について、当社との間で質疑応答を行い、当社から、事業計画の作成に当たっては、第11次中期経営計画をベースに、進捗期の実績を加味して作成したこと等について説明を受けて検討した結果、当社の事業計画の作成経緯及びその重要な前提条件に特に不合理な点は認められない。
- d. 本株式交換比率は市場株価法の算定結果の範囲を上回るものであり、かつ、DCF法の算定方法の算定結果の範囲内に収まっている。また、本株式交換の類似事例を検討したところ、本株式交換比率は、少なくとも、(i)当社及びキューピーの算定基準日の終値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアム、(ii)当社及びキューピーの算定基準日から遡る過去1ヶ月間の終値単純平均値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアム、及び、(iii)当社及びキューピーの算定基準日から遡る過去3ヶ月間の終値単純平均値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアムにおいて、過去の同種事例のプレミアム水準と比較しても遜色のない水準であると評価することは可能である。
- e. キューピーの算定基準日から遡る過去1ヶ月間の終値単純平均値を基準に、本株式交換比率で株式交換を行った場合の当社株式1株の価値は3,031円となり、上場来最高値(2,999円)を上回っている。

- f. 2025年5月上旬から同月下旬にかけて、偶発債務その他バリュエーションに影響を与え得る事項を確認する観点から、キューピーに対し、K T S 法律事務所及び潮見坂総合法律事務所による法務デュー・ディリジェンスを実施した。当該デュー・ディリジェンスの結果、プルータスの株式交換比率の算定に影響を与えるような重大な偶発債務等は見当であった。本株式交換比率は、当社のアドバイザーの助言を踏まえて、当社及び本特別委員会とキューピーとの間の真摯な価格交渉の結果決定されており、また、3回にわたる株式交換比率の見直しの要請が行われ、実際にキューピーが当初提案した0.83から0.91にまで引き上げられているところ、これらの当社及び本特別委員会とキューピーとの本株式交換比率の交渉に係る経緯には不合理な点は認められない。
- (iii) 本株式交換の手續の公正性 (いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)
- 以下のとおり、本株式交換に係る手續について、M&A指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらないため、本株式交換に係る手續の公正性は確保されていると考えられる。
- a. 当社は、2025年3月25日に、キューピーから本株式交換に関する提案書を受領し、2025年4月25日に開催した当社の取締役会において、本特別委員会を設置する旨の決議を行った。キューピーグループからの独立性及び本株式交換に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社から独立した立場である、当社の社外取締役及び社外監査役 (当社の社外取締役である角川晴彦氏及び石野洋子氏、並びに当社の社外監査役であり弁護士でもある稗田さやか氏の3名) から構成される特別委員会を設置した。
- また、当社は、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には本株式交換を行わないことを取締役会においてあらかじめ決定した上で、本特別委員会における交渉方針についての事前の協議・検討を踏まえ、キューピーとの間で、本株式交換の諸条件に関する交渉を実施しており、本特別委員会は、当社から適時にその進捗状況や結果の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本特別委員会として妥当と考える取引条件を当社に対して助言している。
- 本諮問事項について検討するため、本特別委員会は、当社に対して、当社の経営環境、本株式交換を実行することによる当社のメリット・デメリット、プルータスによる株式交換比率算定の前提とした事業計画の内容等に関してヒアリングを行った。また、本特別委員会は、プルータスに対して、当社の株式交換比率算定の方法及び結果に関してヒアリングを行った。
- b. さらに、本特別委員会は、キューピーに対して、本株式交換の背景・目的、当社の経営課題の内容及び本株式交換後の当社の経営方針等に関してヒアリングを行ったほか、キューピーに対して実施されたデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた検討を行った。本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、キューピーグループその他の本株式交換に特別な利害関係を有する者が交渉過程及び意思決定過程に不当な影響を与えた事実は認められない。

- c. 当社は、2025年4月下旬に当社及びキューピーグループから独立したリーガル・アドバイザーとしてK T S 法律事務所及び潮見坂総合法律事務所を選任し、当社及びキューピーグループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、プルータスを選任し、それぞれ専門的な助言等を受けながら、本諮問事項について慎重に検討及び協議を行った。
- d. なお、本株式交換において、当社は、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を本株式交換成立の条件とはしていないが、その理由は、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって当社の少数株主の利益に資さない可能性があるためである。また、本株式交換においては、その他に適切な公正性担保措置が実施されており、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされているため、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。
- e. M&A指針が開示を求める特別委員会に関する情報、株式価値算定に関する情報及びその他の情報は十分に開示されるものと認められる。

(iv) 上記を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないこと

以上のとおり、本株式交換の目的は合理的と考えられること、本株式交換の取引条件は妥当であると考えられること、及び本株式交換の手続は公正なものであると考えられることからすると、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

#### ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2025年7月3日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、上田敏哉氏、佐川健志氏及び藤原かおり氏を除く、他の4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、上田敏哉氏、佐川健志氏及び藤原かおり氏はいずれも過去3年以内にキューピーの執行役員又は従業員であったため、利益相反を回避する観点から、上田敏哉氏、佐川健志氏及び藤原かおり氏は、当社の立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。他方、鈴木勝義氏は、キューピーの元従業員であるものの、7年以上前(2018年2月)にキューピーを退社していることから、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、当社取締役会の審議及び決議に参加しております。また、上記の取締役会においては、当社の監査役3名のうち、浦田昌也氏を除く2名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、浦田昌也氏は、過去3年以内にキューピーの執行役員であったため、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。

#### (4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加するキューピーの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、キューピーが適当に定める金額といたします。かかる取扱いは、本株式交換後のキューピーの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) キューピーの定款の定め

キューピーの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しておりますが、当社ウェブサイト（<https://www.aohata.co.jp/company/ir/meeting.html>）、株主総会資料 掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/2830/25280196/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

##### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

キューピー株式会社は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

キューピー株式会社は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

##### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2025年7月3日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるキューピー株式の終値の平均はそれぞれ3,331円、3,251円及び3,114円となります。

キューピー株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

##### (4) キューピーの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

キューピーは、いずれの事業年度においても金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

## 5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 計算書類等に関する事項

### (1) キューピーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

キューピーの最終事業年度（2024年11月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しておりますが、当社ウェブサイト（<https://www.aohata.co.jp/company/ir/meeting.html>）、株主総会資料掲載ウェブサイト（<https://d.sokai.jp/2830/25280196/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

### (2) キューピー及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ① キューピー

##### (i) 本株式交換契約の締結

キューピーは、2025年7月3日付の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

##### (ii) 自己株式の取得

キューピーは、2025年7月3日付の取締役会決議により、以下のとおり、自己株式取得に係る事項を決定しています。

・取得対象株式の種類	キューピーの普通株式
・取得し得る株式の総数	9,600,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.91%）
・株式の取得価額の総額	24,000百万円（上限）
・自己株式取得の期間	2025年7月4日～2026年5月31日
・取得方法	東京証券取引所における市場買付

#### ② 当社

##### (i) 本株式交換契約の締結

当社は、2025年7月3日付の取締役会において、キューピーとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(ii) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される当社の取締役会決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(iii) 配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止

当社は、2025年7月3日付の取締役会決議により、本株式交換が成立することを条件に、2025年4月3日に公表した2025年11月期の配当予想を修正し、2025年11月期の期末配当を行わない旨、及び2025年11月期より株主優待制度を廃止する旨を決定しています。

以 上

## 臨時株主総会 会場ご案内図



### 交通のご案内 最寄り駅 忠海駅（JR呉線）より徒歩8分

- ※ 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はお避けくださいますようお願い申し上げます。
- ※ 車いすでご来場の方には会場内に専用スペースを設けておりますので、当日受付時にお申し出ください。
- ※ 株主様以外はご入場できませんが、介助者または通訳者（手話通訳者を含みます）のご同席（原則としてお一人）は可能ですので、ご希望される場合は、当日受付にお申し出ください。
- ※ お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。